

デイサービスセンター樹蔭 運営規程

（事業の目的）

第 1 条 社会福祉法人さわらび会が開設するデイサービスセンター樹蔭（以下「事業所」という。）が行う介護保険法に基づく通所介護サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「通所介護従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び心身機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るべく適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第 2 条 事業所において提供する通所介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 6 居宅サービスが作成されている場合は、当該計画に沿った通所介護を提供する。
- 7 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等を目的として、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

（事業所の名称等）

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 デイサービスセンター樹蔭
- 二 所在地 高知市五台山 3780 番地 1

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1 名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 生活相談員 1 名以上
生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。
- 三 看護職員 1 名以上
看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。
- 四 介護職員 常勤 4 名以上、非常勤 2 名以上
介護職員は通所介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助

を行う。

五 機能訓練指導員 常勤 1名

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行う。

六 調理員 常勤（兼務） 1名、非常勤 1名

七 事務職員 1名（兼務）

必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月2日まで及び敬老の日を除く。

二 営業時間 午前8時30分から午後7時30分

サービス提供時間 午前9時30分～午後4時45分

サービス延長時間 午前8時30分～午前9時30分

午後4時45分～午後7時30分

三 併設施設の電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（利用定員）

第6条 1日に通所介護のサービスを提供する定員は45名とする。

（通所介護の内容及び利用料等）

第7条 指定通所介護の内容は次のとおりとする。

一 日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な援助を行う。

ア. 排泄の介助

イ. 移動の介助

ウ. 通院の介助等その他必要な身体の介護

エ. 養護（休養）

二 健康状態の確認

三 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービス（アクティビティ・サービス）を提供する。

ア. 日常生活動作に関する訓練

イ. レクリエーション（アクティビティ・サービス）

ウ. グループワーク

エ. 行事的活動

オ. 体操

カ. 趣味活動

四 送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については専用車両により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車両への昇降及び移動の介助を行う。

五 入浴サービス

居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

- ・ 入浴形態
 - ア．一般浴槽による入浴
 - イ．特殊浴槽による入浴
- ・ 介助の種類（必要に応じて行う）
 - ア．衣類着脱
 - イ．身体の清拭、洗髪、洗身
 - ウ．その他必要な介助

六 食事サービス

- ア．準備、後始末の介助
- イ．食事摂取の介助
- ウ．その他必要な食事の介助

七 相談、助言等に関する事

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

- ア．日常生活動作に関する訓練の相談、助言
- イ．福祉用具の利用法の相談、助言
- ウ．その他の必要な相談、助言

（通所介護サービス利用にあたっての留意事項）

第 8 条 利用者は本運営規程を遵守するものとし、当該事業者がこれを変更する場合は事前に説明することとする。

- 2 利用者は事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用するものとする。
- 3 前 2 項を遵守できない場合には、利用契約を解除できるものとする。

（通所介護計画の作成等）

第 9 条 通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に通所介護計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った通所介護計画を作成する。

- 2 通所介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

（通所介護の利用料）

第 10 条 事業所が提供する指定通所介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- 2 食費 670 円
- 3 おむつ代 実費
- 4 前各号に掲げるものの他、通所介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用
- 5 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(サービスの提供記録の記載)

第 11 条 指定通所介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定通所介護について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(緊急時における対応方法)

第 12 条 通所介護従業者は、通所介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生防止の取組)

第 13 条 事業所は、事故の発生防止又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- 一 事故発生防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底する。
- 二 事故発生防止のための指針を整備する。
- 三 職員に対し、事故発生防止のための研修会を定期的実施する。

(事故発生時の対応)

第 14 条 利用者の処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。

- 2 利用者の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
- 3 事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講ずる。

(通常の事業の実施地域)

第 15 条 通常の事業の実施地域は、高知市、南国市とする。

(非常災害対策)

第 16 条 事業所は、防火管理者を置き非常災害対策計画を定めるとともに、定期的に避難、救出その他の防災訓練を行わなければならない。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(虐待防止の取組)

第 17 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- 二 虐待防止のための指針を整備する。
- 三 職員に対し、虐待の防止のための研修会を定期的実施する。
- 四 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業者は、サービス提供中に、職員又は養護者（利用者の家族又は現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(身体拘束廃止の取組)

第 18 条 事業所は、施設サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者行動を制限する行為を行わない。

2 事業所は、前項の身体拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。

- 一 身体拘束廃止委員会を設置する。
- 二 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由等を記録する。
- 三 利用者又はその家族等に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

(衛生管理等)

第 19 条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行う。

(感染予防の取組)

第 20 条 事業所は、利用者の保健衛生の維持向上及び施設における感染症又は食中毒の発生又はまん延の防止を図るため、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催。
- 二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 三 職員に対する感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修等を実施する。

(その他運営についての留意事項)

第 21 条 通所介護事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 2 ヶ月以内
- 二 継続研修 年 2 回

- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優位的な関係（上司、利用者、家族等）を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するためのハラスメント防止規程等の必要な措置を講じる。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人さわらび会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

- 2.この改正は、平成 12 年 6 月 10 日から施行する。
- 3.この改正は、平成 13 年 1 月 19 日から施行する。
- 4.この改正は、平成 13 年 9 月 15 日から施行する。
- 5.この改正は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。
- 6.この改正は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。
- 7.この改正は、平成 16 年 9 月 17 日から施行する。
- 8.この改正は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

- 9.この改正は、平成 18 年 7 月 8 日から施行する。
- 10.この改正は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。
- 11.この改正は、平成 20 年 7 月 4 日から施行する。
- 12.この改正は、平成 22 年 8 月 16 日から施行する。
13. この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
14. この改正は、平成 24 年 5 月 22 日から施行する。
15. この改正は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。
16. この改正は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。
17. この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
18. この改正は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。
19. この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
20. この改正は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
21. この改正は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。
22. この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
23. この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。